

国指定重要文化財旧中村家住宅
 国登録有形文化財旧南部家別邸
 国登録記念物旧南部氏別邸庭園
 元内閣総理大臣原敬別邸内茶室
 明治天皇行在所菊池家邸内御座所
 俳人山口青邨旧居 愛宕亭
 白芳庵
 聖風閣

盛岡市中央公民館では、
企業版ふるさと納税
 活用の寄附を募集しています。

企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)とは？

企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除を受けることができる税制上の優遇措置です。損金算入による軽減効果(寄付金の約3割)と合わせて、税額控除(寄付額の最大6割)により、最大で寄付額の約9割の軽減効果があり、実質的企業負担が1割となるとともに、社会貢献事業に取り組む企業の事業展開、PRにもつながります。

※本制度を活用し、盛岡市へ寄附できるのは、盛岡市以外に本社がある企業です。

税の軽減効果イメージ

損金算入による軽減効果 国税+地方税	税額控除 法人住民税+法人税	税額控除 法人事業税	企業負担
約3割	4割	2割	約1割



法人住民	寄付額の4割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)
法人税	法人住民税の税額控除が寄付額の4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄付額の1割が限度(法人税額の5%が上限)
法人事業税	寄付額の2割を税額控除(法人事業税額の20%が上限)

盛岡市における寄附対象事業

寄附の対象となる事業は、地域再生法に基づく地域再生計画として国からの認定を受けた事業となります。盛岡市中央公民館の文化財保存については、「第2期盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のうち、「歴史的建造物等の保全と継承」に位置付けられています。中央公民館では、企業の皆さまの応援を心からお待ちしています。まずは、中央公民館あてお気軽に御連絡ください。

詳しくはQRコードをご覧ください。

- 国指定重要文化財 旧中村家住宅
- 国登録有形文化財 旧南部家別邸
- 国登録記念物 旧南部氏別邸庭園
- 元内閣総理大臣 原敬別邸茶室 白芳庵
- 明治天皇行在所 菊池家邸内御座所 聖風閣(右)
- 俳人山口青邨旧居 愛宕亭(左)



お問い合わせ先
 盛岡市中央公民館
 (盛岡市教育委員会施設)
 TEL:019-654-5366